ご利用のお客様各位

株式会社　東洋
TEL:075-501-6616

減価償却 R4 令和４年度税制改正対応版（Ver.22.10／22.1.e1）のリリース

令和 4 年度税制改正に対応した、減価償却 R4　Ver.22.10、および Ver.22.1 用の電子申告プログラム Ver.22.1.e1 のリリースについてご連絡します。

１．発行プログラムと対象バージョン

減価償却 R4　プログラム

システム名	リリース バージョン	データ変換 対象バージョン	保守加入 対象バージョン
減価償却 R4	Ver.22.10	Ver.19.10以降	Ver.21.10以降
減価償却顧問 R4			
減価償却応援 R4			

※ライセンスが変更になります。22.1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、Ｅｉボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途［ネットワーク基本ライセンスサーバー版］および接続端末台数分の［ネットワーク基本ライセンス　クライアント版］が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver.22.1 以上が必要です。

旧データ変換の対象バージョンついて

減価償却 R4 の旧データ変換対象は、基本的には過去 2 バージョン（従来であれば Ver.20.1 以降）としていますが、Ver.22.1 においては、後述の「5-2.発生障害の対応」の対策のため、Ver.19.10 以降を対象とします。

減価償却 R4　電子申告用プログラム

システム名	リリース バージョン	バージョンアップの対象
減価償却 R4　電子申告用プログラム	Ver.22.1.e1	Ver.22.10
減価償却顧問 R4　電子申告用プログラム		
減価償却応援 R4　電子申告用プログラム		

連動対象の他の R4 システムについて

Ver.22.1 と連動対象となる、他の R4 アプリケーションの条件は次のとおりです。

・法人税 R4　：令和 4 年度版以降

・所得税 R4　：平成 28 年版以降

・財務 R4　　：Ver.16.2 以降

法人税 R4 との連動については、後述の「６．法人税 R4 との減価償却連動の対象バージョンの制限について」をご確認ください。

２．リリース時期

※ 減価償却 R4 電子申告更新用プログラム（Ver.22.1.e1）も同日公開です。

2-1. Ｅｉボードダウンロードマネージャーの公開

2022 年 6 月 6 日（月）

2-2. マイページのダウンロード公開

2022 年 6 月 6 日（月）

※ 電子申告更新用プログラムのマイページ公開については、電子申告 R4 プログラム本体は Ver.22.10 のまま変更はありません。減価償却 R4 の電子申告更新用プログラムのみ差し替えます。

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2022 年 6 月 22 日（水）　→7 月 4 日（月）に変更

※日程を変更し Ver.22.10a を送付します（CD のラベル上の表記は「Ver.22.10」になります）

３．令和 4 年度税制改正の内容

<u>※ 減価償却 R4 に関係する税制改正の内容です。</u>

3-1. 貸付け用少額資産を取得した場合の取得価額の損金算入制度等の見直し

取得価額 10 万円未満（又は使用可能期間が 1 年未満）の少額資産や一括償却資産の損金算入制度、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例から、貸付け用に供した対象資産を除外する措置が講じられました。（令和 4 年 4 月 1 日以後取得等資産から適用）

※ 本改正に関するシステムの変更はありません。

3-2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が 2 年延長されました(適用期限：令和 6 年 3 月 31 日)。

※ 本改正に関するシステムの変更はありません。

3-3. 別表十六の様式変更

(1) 別表十六(一)の様式変更

・(8) 圧縮記帳による積立金計上額：
　項目名が「(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額」に変更

・(33) 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額：
　内書欄が追加（特定条件の特別償却不足額について記載します）

(2) 別表十六(二)の様式変更

・(8) 圧縮記帳による積立金計上額：
　項目名が「(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額」に変更

・(17) 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額：
　内書欄が追加（特定条件の特別償却不足額について記載します）

・(37) 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額：
　内書欄が追加（特定条件の特別償却不足額について記載します）

(3) 別表十六(四)の様式変更

・(7) 圧縮記帳による積立金計上額：
　項目名が「(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額」に変更

・(13) 上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額：
　項目名が「(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額」に変更

・(27)～(30)、(38)～(43)： 項目削除
　特別償却に関係する記載項目が削除されました。

４．システムの対応内容（予定）

4-1. 別表十六：様式変更の対応

別表十六(一)（二）(四)の様式変更に対応しました。

※　事業年度による新旧の様式切替は行いません。過年度データでも新様式で出力します。

4-2.資産登録画面：繰越償却不足額の内書項目の入力対応

別表十六(一)(二)の新様式に追加された「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額」の内書欄に出力する設定および計算に対応しました。

・会社基本情報の＜運用方法＞で「帳簿記載等差額等の外書：あり」の法人データの場合に表示していた＜期首償却過不足額＞のボタンを、定額法又は定率法の資産のときも表示するように対応しました。

・期首償却過不足額＜0 のときの期首償却過不足額設定画面に、設定項目を追加しました。
(期首償却過不足額≧0 のときの期首償却過不足額設定画面は変更ありません。「帳簿記載等差額等の外書：なし」のデータの場合は入力不可になります)

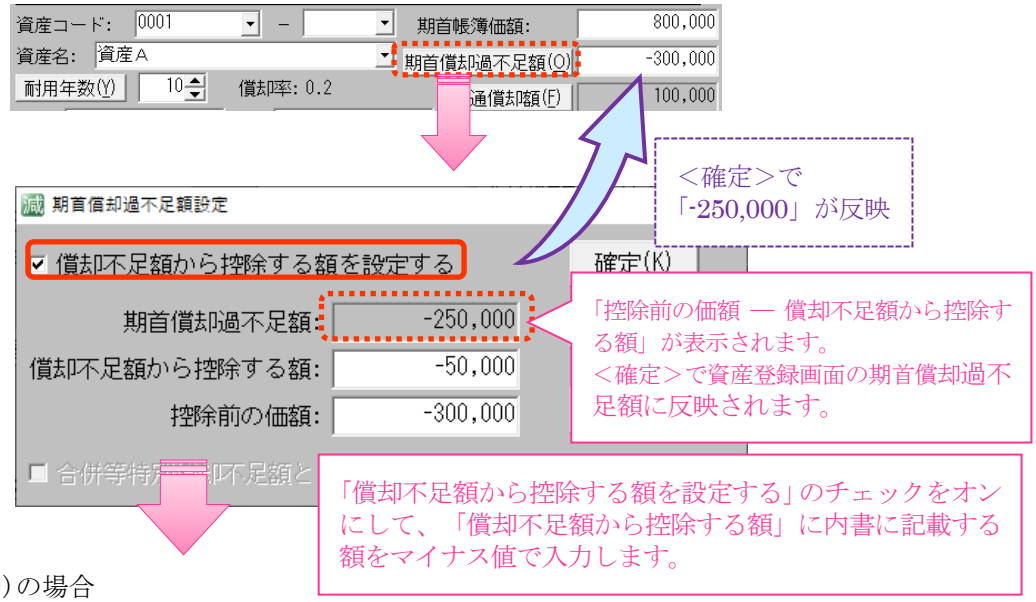

例：別表十六(一)の場合

前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33	50,000 300,000

「(34)合計」や「(42)翌期に繰り越すべき特別償却不足額」など、計算式に(33)が含まれている項目は、「(33)本書－(33)内書」に置き換えて計算します。

「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額」の内書に記載する金額

前期から繰り越した特別償却不足額がある資産に対して当期に圧縮記帳の適用を受ける場合、特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度の特別償却限度額に不足額調整割合(※)を乗じた金額を記載します。

不足額調整割合(※)：　以下の説明は、令和４年度の別表十三(一)(二)の項番です

・別表十三（一）(11)の欄に金額の記載がある場合　同表(9)の金額のうちに同表(15)の金額の占める割合

・別表十三（一）(33)の欄に金額の記載がある場合　同表(29)の金額のうちに同表(37)の金額の占める割合

・別表十三（一）(45)の欄に金額の記載がある場合　同表(41)の金額のうちに同表(49)の金額の占める割合

・別表十三（二）(20)の欄に金額の記載がある場合　同表(15)の金額のうちに同表(26)の金額の占める割合

4-3. 台帳チェックリスト：償却不足額から控除する額の出力対応

項目「帳簿記載等差額」を「帳簿記載等差額/控除」に変更し、償却不足額から控除する額を出力するように対応しました。

4-4. 外部ファイル作成／取込：期首償却過不足額設定の追加項目の対応

期首償却過不足額設定画面に追加した設定・項目の作成／取込に対応しました。

５．システムの対応内容（その他対応）

5-1. 設置場所設定・部門設定：削除条件の変更

設置場所設定：

設置場所削除において、期中移動した資産／リース物件の移動元に設定されている設置場所も削除できないように対応しました。

部門設定：

部門削除において、期中移動した資産／リース物件の移動元に設定されている部門も削除できないように対応しました。

旧バージョンでは移動元のみ存在する設置場所や部門を削除した場合、固定資産台帳等では移動元情報の名称は「******」表示していました。

資産コード 資　産　名 部　　門	勘　　定 場　　所	償却方法 資産区分	数　量 増加事由 減少事由	事業供用日 増　加　日 減　少　日
01 しさん **********　本社	機械及び装置	200%定率法 所有資産	1 移動払	令 2. 2. 4 令 3.12.31
001 *** **********　計 ***				

また、設置場所や部門が削除できなかった場合のメッセージを、より条件が分かりやすい内容に変更しました。

【旧バージョン】

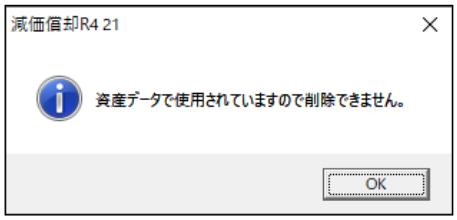

【Ver. 22. 1～】

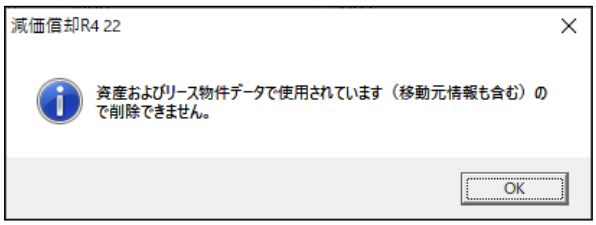

あわせて勘定設定で勘定が削除できなかった場合のメッセージ内容も変更しました。（勘定の削除条件自体は変更ありません）

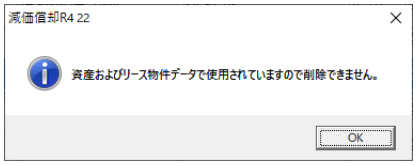

5-2. 発生障害の対応

市場で確認された次の発生障害に対応しました。

(1) 旧データ変換：償却資産設定の「取得日(計算用)」の入力がクリアされる

発生現象：

資産登録画面の＜償却資産設定＞で、「取得日(計算用)」の入力チェックをオンにして上書設定しても、旧データ変換を実行すると入力チェックがオフで変換される。

・「取得日(計算用)」（および「取得日(出力用)」）は、Ver. 19. 1 で追加された項目です。

・「取得日(出力用)」は問題なく変換されます。

プログラムの対応：

「取得日(計算用)」の設定状態のまま旧データ変換するように対応しました。

また、Ver. 22. 1 での旧データ変換の対象バージョンに Ver. 19. 1 も含め、Ver. 19. 1 のデータも正しく変換できるように対応しました。

６．法人税 R4 との減価償却連動の対象バージョンの制限について

減価償却 R4　Ver.22.1 と連動可能な法人税 R4 のバージョンは、令和 4 年度版以降（Ver.22.10～）になります。

法人税 R4、令和 4 年度版で減価償却連動を実行する場合、減価償却 R4 は Ver.22.10 以降のバージョンを使用していただく必要があります。

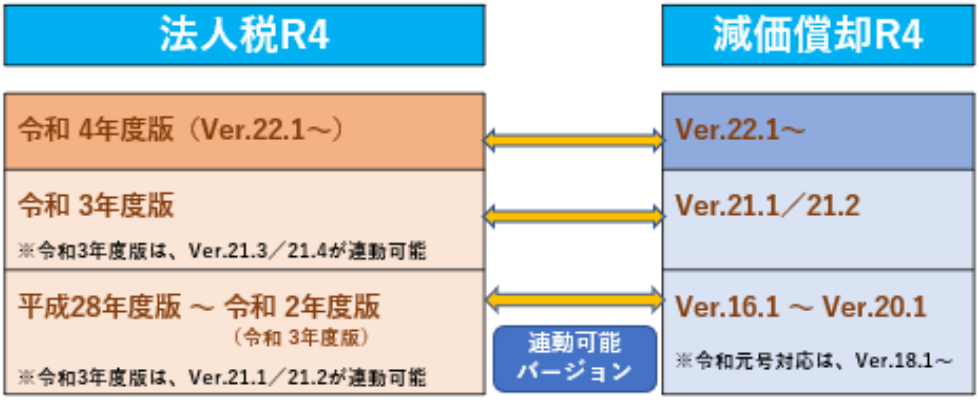

また、減価償却 R4　Ver.22.1 以降のバージョンでは、法人税 R4　令和 3 年度版以前とは連動できません。

減価償却 R4 での過年度データの移行について：

令和 3 年度以前の過年度データを Ver.22.1 に移行（旧データ変換）しても、設定や税額には影響しません（データ移行しても問題ありません）。

ただし、Ver.22.1 に移行したデータは、法人税 R4 令和 3 年度版以前のバージョンとは連動できないため、修正申告等で法人税 R4 の令和 3 年度版以前と減価連動を行うためには、期末年月日が令和 4 年 3 月 31 日以前のデータは、

・Ver.22.1 にはデータ移行しない（データ変換しない）

・データ移行前に旧バージョンで事前にバックアップデータを作成しておく

といった点を留意しておく必要があります（Ver.22.1 に移行したデータは移行前のバージョンで使用することはできません）。

特に申告期限延長の申請をして、令和 3 年度の確定申告が 6 月以降まだ終了していない法人データの場合は、少なくとも申告が終了するまでは、減価償却 R4 側のデータは Ver.22.10 に移行しないでください。

旧データ変換実行時に表示される確認メッセージは、内容を改修し Ver.22.1 に移行（旧データ変換）したデータは法人税 R4　令和 3 年度版以前とは法人税連動できないことを告知するように対応しました。

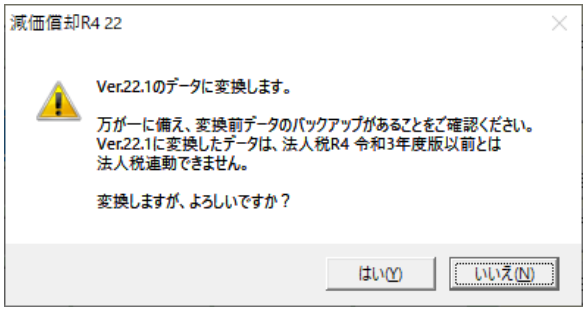

以上、よろしくお願いいたします。